

159	都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL	092-643-3714
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るもの。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	・コンパクトシティの推進等を支援する計画又は都市外縁部の観光等地域資源の活用に関する計画区域内において、道路や公園等の基盤施設整備、地域の個性を引き出す各種施設整備、まちづくりの活動支援等、ハード事業からソフト事業まで地域の状況に応じたまちづくりが対象。 【区域要件】 ・立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、都市再生整備計画の区域が以下のいずれかの区域に定められているもの。 ① 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内の区域。(いずれもピーク時運行本数(片道)が3本以上を満たすもの。) ② 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域 ・観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市再生整備計画において記載されている当該市町村における都市のコンパクト化の方針と齟齬がない区域(市街化区域等を除く)。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率 国 おおむね40% 市町村 おおむね60%			
	ヒア・申請の時期等	概算要望6月頃、本要望11月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		都市再生特別措置法、社会資本整備総合交付金交付要綱			
制度創設年度		平成16年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		令和3年度 柳川市ほか7市町(8地区) 360,000千円(国費) 令和4年度 柳川市ほか7市町(8地区) 109,202千円(国費) 令和5年度 柳川市ほか5市町(6地区) 177,900千円(国費)			
担当からのコメント		平成22年度から社会資本整備総合交付金の一部に移行しています。			

160		市街地再開発事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3714
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	持続可能な都市づくりを推進するため、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るもの。			
	対象団体 (事業主体)	市街地再開発組合等			
	採択要件	・高度利用地区、都市再生特別地区等の区域内であること。 ・区域内の耐火建築物の割合が1/3以下であること。 ・土地の利用状況が著しく不健全であること。 ・土地の高度利用を図ることが、都市機能の更新に貢献すること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【国庫+県費】			
	財政支援措置	・補助率 国 1/3 県 1/6 市町村 1/6(組合施行の場合) ・補助対象 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費			
	ヒア・申請の時期等	・概算要望6月頃、本要望11月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		・都市再開発法 ・社会資本整備総合交付金交付要綱			
制度創設年度		昭和44年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		令和2年度 JR久留米駅前第二街区(久留米市・組合施行)ほか1地区 503,400千円(国費) 令和3年度 JR久留米駅前第二街区(久留米市・組合施行)ほか1地区 236,356千円(国費) 令和4年度 JR久留米駅前第二街区(久留米市・組合施行)ほか1地区 9,000千円(国費) 令和5年度 JR久留米駅前第二街区(久留米市・組合施行)ほか1地区 634,624千円(国費)			
担当からのコメント		平成22年度から社会資本整備総合交付金の一部に移行しています。			

161		優良建築物等整備事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL 092-643-3714
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行うもの。			
	対象団体 (事業主体)	民間事業者等			
	採択要件	優良再開発型 : 地方拠点都市地域等で、1000 m ² 以上の地区面積及び3階以上の耐火建築物等であること。 市街地住宅供給型 : 国による認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内で、500 m ² 以上の地区面積及び3階以上の耐火建築物等であること。 既存ストック再生型 : 300 m ² 以上の地区面積及び3階以上の耐火建築物等であること。 都市再構築型 : 都市機能誘導区域内で、300 m ² 以上の地区面積であること。 その他、各型において規定される敷地、地権者数、住戸数及び施設の用途などの要件を満たすこと。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助率 国 1/3 市町村 1/3 (民間事業者施行の場合) ・補助対象 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費			
	ヒア・申請の時期等	・概算要望6月頃、本要望11月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		・社会資本整備総合交付金交付要綱			
制度創設年度		平成6年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		平成27年度 新世界地区(久留米市・民間施行)ほか2地区 264,034千円(国費) 平成28年度 新世界地区(久留米市・民間施行)ほか2地区 196,883千円(国費) 平成29年度～令和5年度 実績なし			
担当からのコメント		平成22年度から社会資本整備総合交付金の一部に移行しています。			

162		公共団体等区画整理事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL 092-643-3714
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	土地区画整理事業の手法を用いて、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行い、都市基盤施設と宅地を一体的・総合的に整備することにより、健全な市街地の造成を図るため、公共団体が施行する土地区画整理事業における都市計画道路の整備を対象に補助を行う。			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体			
	採択要件	- 面積5ha以上(ただし、地区条件により2ha以上の場合あり)であること。 - 街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区であること。 - 補助基本額が3億円以上の地区であること。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率 国 1/2 市町村 1/2			
	ヒア・申請の時期等	概算要望6月頃、本要望11月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		土地区画整合法、公共団体等区画整理補助事業実施要領、社会資本整備総合交付金交付要綱			
制度創設年度		昭和50年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		令和3年度 筑紫野市筑紫駅西口土地区画整理事業ほか2地区 57,875千円(国費) 令和4年度 筑紫野市筑紫駅西口土地区画整理事業ほか2地区 51,046千円(国費) 令和5年度 大野城市下大利駅東地区土地区画整理事業ほか1地区 37,561千円(国費)			
担当からのコメント		平成22年度から社会資本整備総合交付金の一部に移行しています。			

163	組合等区画整理事業				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL	092-643-3714
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	土地区画整理事業の手法を用いて、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行い、都市基盤施設と宅地を一体的・総合的に整備することにより、健全な市街地の造成を図るため、土地区画整理組合等の施行する土地区画整理事業における都市計画道路の整備を対象に補助を行う。			
	対象団体 (事業主体)	土地区画整理組合等			
	採択要件	・都市計画事業として施行されるものであること。 ・面積 10ha 以上(ただし、地区条件により 2ha 以上の場合あり)であること。 ・街路事業の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区であること。 ・補助基本額が 3 億円以上の地区であること。 ・施行後の公共用地率が 25%以上であること。 ・20ha 未満の地区にあつては、用地買収方式事業費が総事業費の 1/3 以上であること。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助率 国 1/2 県 1/3 市町村 1/6			
	ヒア・申請の時期等	概算要望 6 月頃、本要望 11 月頃、交付申請 4 月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		土地区画整理法、組合等区画整理補助事業実施要領、社会資本整備総合交付金交付要綱、			
制度創設年度	昭和 45 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		平成 28 年度 糸島市前原東土地区画整理事業 90,330 千円(国費) 平成 29 年度～令和 4 年度 実績なし 令和 5 年度 新宮町三代土地区画整理事業 58,742 千円(国費)			
担当からのコメント		平成 22 年度から社会資本整備総合交付金の一部に移行しています。			

164		土地区画整理事業調査			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3714
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	早急に土地区画整理事業に着手する必要があると認められる区域において、土地区画整理事業調査を行い、土地区画整理の事業化を促進することを目的とする。 ・まちづくり基本調査(まちづくりの基本構想作成) ・区画整理事業調査(事業計画案の作成) ・区画整理促進調査(事業化のための必要な調査等)			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	・次のいずれかの条件を満たす地区 1) 市街化区域又は市街化区域の区分を行わない都市計画区域内の用途地域内 2) 大規模なプロジェクト等に伴い緊急に調査を必要とする区域			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助率 国 1/3 市町村 2/3			
	ヒア・申請の時期等	概算要望 6 月頃、本要望 11 月頃、交付申請 4 月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		土地区画整理法、土地区画整理事業調査要綱			
制度創設年度		平成 10 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		平成 27 年度 遠賀川駅南地区 11,400 千円(国費) 平成 28 年度 遠賀川駅南地区 17,500 千円(国費) 平成 29 年度～令和 5 年度 実績なし			
担当からのコメント					

165	都市再生区画整理事業				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL	092-643-3714
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	空洞化が進行する中心市街地や防災上危険な密集市街地など都市基盤が脆弱で整備の必要な既存市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う土地地区画整理事業に対して補助を行うことにより、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を行うことを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、土地地区画整理組合等			
	採択要件	○都市基盤整備タイプ ・一般地区：次の要件を全て満たす地区 1) 直前の国勢調査に基づく DID に係る地区(重点地区は DID 内。但し、都市機能誘導区域にあっては見込みを含む。) 2) 市町村の都市計画に関する基本方針、都市再生整備計画、立地適正化計画等法に基づく計画に位置付け 3) 施行前の公共用地率 15%未満(幹線道路等を除く。) ・重点地区：一般地区の要件に加え、次のいずれかの重点地区に該当する地区 [安全市街地形成重点地区] [拠点市街地形成重点地区] [歴史的風致維持向上重点地区] [都市機能誘導重点地区] ※面積要件 指定容積率(予定含む)/100×(施行面積) ≥ 2.0ha ○空間再編賑わい創出タイプ ※平成 30 年度追加 ・次の要件を全て満たす地区 1) 直前の国勢調査に基づく DID 内(見込みを含む。)かつ都市機能誘導区域内 2) 施行前の公共用地率 20%未満(幹線道路等を除く。) 3) 事業計画に誘導施設整備区が定められた土地地区画整理事業を施行する地区 ※面積要件 指定容積率(予定含む)/100×(施行面積) ≥ 0.5ha			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助率 ○都市基盤整備タイプ ・一般地区 国 1/3 市町村 2/3 ・重点地区 国 1/2 市町村 1/2 ○空間再生賑わい創出タイプ 国 1/2 市町村 1/2			
	ヒア・申請の時期等	概算要望 6 月頃、本要望 11 月頃、交付申請 4 月又は進捗状況に応じて			
	根拠法令・要綱等	土地地区画整理法、都市再生推進事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱			
制度創設年度	平成 12 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	令和 3 年度 筑紫野市筑紫駅西口土地地区画整理事業 34,483 千円(国費) 令和 4 年度 筑紫野市筑紫駅西口土地地区画整理事業 17,500 千円(国費) 令和 5 年度 実績なし				
担当からのコメント	・公共団体等・組合等土地地区画整理事業との併用が可能です。 ・都市再生整備計画事業の基幹事業としての活用も可能です。 ・平成 22 年度から社会資本整備総合交付金の一部に移行しています。				

166		緊急防災空地整備事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3714
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	既成市街地で土地区画整理事業が予定されている地区において、将来的に公共施設に充当する用地を防災空地として緊急に整備し、市街地の早急な防災性向上を図るとともに、引き続き実施する土地区画整理事業において、公共施設充当用地として活用し、土地区画整理事業の促進を図ることを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	土地区画整理事業を実施することが確実と見込まれる地区のうち、減価補償地区となることが見込まれる地区で、以下の各号に該当する区域に存する地区 イ)土地区画整理事業に関する都市計画が決定された地区 ロ)直前の国勢調査に基づく DID 地区内又は隣接する地区であって一定の条件を満たす地区			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助率 国 1/2 市町村 1/2			
	ヒア・申請の時期等	概算要望 6 月頃、本要望 11 月頃、交付申請 4 月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		土地区画整理法、都市再生推進事業制度要綱			
制度創設年度		平成 12 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		本県での実績は現在のところありません。			
担当からのコメント					

167		土地区画整理関連事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL 092-643-3714
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村が行う土地区画整理事業で県道の改良を含む事業について、当該県道の築造に要する費用の一部を補助することにより、土地区画整理事業の推進を図るとともに健全な市街地の形成を促進する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	・土地区画整理事業区域内における都市計画決定された県道であること。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助額 $\text{県} P = \frac{B}{A} \times C \times \frac{1}{10}$ P:限度額 A:都市計画道路事業費(用買方式による算定額) B:県道事業費(用買方式による算定額) C:当該年度国庫補助基本額			
	ヒア・申請の時期等	交付申請7月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		土地区画整理法 福岡県公共団体施行土地区画整理事業費補助金交付要綱			
制度創設年度		昭和47年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無
関係省庁等					
最近の実績		令和3年度 筑紫野市筑紫駅西口地区 2,700千円 令和4年度 筑紫野市筑紫駅西口地区 900千円 令和5年度 実績なし			
担当からのコメント					

168		土地区画整理事業貸付金			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL 092-643-3714
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	土地区画整理事業を施行する組合、個人施行者、区画整理会社等に対し、資金の一部を貸し付けることにより、組合等の金利負担の軽減や保留地処分の促進を図り、円滑な土地区画整理事業を推進するもの。			
	対象団体 (事業主体)	土地区画整理組合、個人施行者、区画整理株式会社等			
	採択要件	・DID 内又はこれに隣接し、かつ住居系用途地域、商業系用途地域又は工業系用途地域の区域内の事業であること。 ・0.4ha 以上かつ 200/容積率(%)ha 以上であること。(空間再編賑わい創出事業型は0.2ha 以上、100/容積率(%)ha 以上。) ・幅員 9m(防災や市街地の計画的な整備改善に資する場合若しくは景観計画区域内は6m、面積5ha 以上の事業にあつては8m)以上の道路の整備を含むこと。 ・施行後の公共用地率が15%以上であること。 ※上記要件は既成市街地の場合。新市街地は別途要件。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・貸付金 国 1/2 県 1/2(県貸付の場合) 国 1/2 市町村 1/2(市町村貸付の場合)			
	ヒア・申請の時期等	概算要望6月頃、本要望11月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		土地区画整理法、都市開発資金の貸付に関する法律、福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程			
制度創設年度		昭和40年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		平成27年度 大野城乙金第二土地区画整理組合 250,000千円(国費) 平成28年度～令和5年度 実績なし			
担当からのコメント		土地区画整理事業に要する費用(支払利息等を除く)の1/2(県貸付の場合は1/3)以内			

169		特殊地下壕等対策事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3714
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市街地に現存する特殊地下壕で、陥没等が顕著で危険度が増し、放置し難い場合、又は都市災害復旧事業に伴い埋戻し、防災処理等が必要となった場合に対策を実施し、民生の安定を図り公共の福祉を確保する。			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体			
	採択要件	・戦時中に旧軍、地方公共団体その他これらに準ずるものが築造した防空壕であること。 ・1箇所当たりの事業費が2,000千円以上のもの			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率 国 1/2 市町村 1/2			
	ヒア・申請の時期等	概算要望6月頃、本要望11月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		特殊地下壕等対策事業実施要領			
制度創設年度		平成10年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		平成24年度 大牟田市 2,283千円(国費) 平成25年度～令和5年度実績なし			
担当からのコメント		令和8年度までの事業です。			

170		暮らし・にぎわい再生事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3714
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区等について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備を行う事業。			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体、民間事業者等			
	採択要件	・国による認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内であること。 ・敷地面積は1000㎡以上であること。 ・公益施設(社会福祉施設、地域交流施設、教育文化施設、医療施設等)を含むこと。 ・3階以上の耐火建築物等であること。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・補助率 国 1/3 市町村 2/3 (地方公共団体施行の場合) 国 1/3 市町村 1/3 (民間事業者施行の場合) ・補助対象 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費等			
	ヒア・申請の時期等	・概算要望6月頃、本要望11月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		・社会資本整備総合交付金交付要綱			
制度創設年度		平成19年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		平成27年度 六ツ門地区(久留米市・民間施行)地区 368,611千円(国費) 平成28年度～令和5年度実績なし			
担当からのコメント		平成22年度から社会資本整備総合交付金の一部に移行しています。			

171	まちづくり専門家派遣制度				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL	092-643-3712
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	良好なまちなみの形成や美しいまちづくりを行おうとする自主的な地域住民団体等や市町村を支援するため、各地域で抱えているまちづくりに関する諸問題・課題に応じて、県で登録している各専門分野の「まちづくり専門家」を派遣する制度です。			
	対象団体 (事業主体)	市町村長が派遣が必要であると認めたまちづくり協議会、市町村 まちづくり協議会:良好なまちなみ形成やまちづくり等の推進のために、活動しようとする地域・地区内住民の相当部分の支援を得、かつ、活動の成果を地域・地区内に反映させることができると認められる組織			
	採択要件	市町村長が、市町村の街並み整備手法の活用によるまちづくりに有益であると認めるとき 街並み整備手法:景観計画の策定、景観協定又は建築協定の締結、地区計画の決定、景観整備事業、市街地再開発事業、人にやさしいまちづくり事業、まちづくり交付金事業、土地区画整理事業及び住環境整備事業等			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・専門家の報償費は、県が負担します。 (専門家の旅費及び会場費は市町村又は派遣申請団体に負担・準備をお願いします。) ・1団体に対し3回/年(総時間15時間以内)			
	ヒア・申請の時期等	・専門家派遣意向調査 3月頃 ・申請時期 派遣必要状況に応じて			
	根拠法令・要綱等	・福岡県美しいまちづくり条例 ・福岡県まちづくり専門家派遣制度要綱			
制度創設年度	平成13年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	無				
最近の実績	令和3年度:添田町、直方市、筑後市 令和4年度:筑後市 令和5年度:筑後市、春日市、宗像市				
担当からのコメント	まちづくり専門家の登録の御希望があれば、検討しますので御連絡ください。				

172	まちなかウォークブル推進事業				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel	092-643-3714
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援するもの。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、民間事業者等			
	採択要件	都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、滞在快適性向上区域			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率 国 おおむね1／2 市町村 おおむね1／2			
	ヒア・申請の時期等	概算要望6月頃、本要望11月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等	都市再生特別措置法、都市再生推進事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱				
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	令和3年度 柳川市ほか1市(2地区) 294,300千円(国費) 令和4年度 柳川市ほか1市(2地区) 73,777千円(国費) 令和5年度 柳川市ほか1市(2地区) 257,300千円(国費)				
担当からのコメント	ハコモノ・住宅の新設等は補助対象外になります。				

173	都市構造再編集集中支援事業				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	都市計画課	TEL	092-643-3714
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図るもの。			
	対象団体 (事業主体)	市町村、民間事業者等			
	採択要件	・都市再生整備計画の区域が立地適正化計画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導区域内」に定められている地区 ・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画（水辺まちづくり計画）がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域 ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している区域			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助率 国 おおむね1／2（都市機能誘導区域内） 市町村 おおむね1／2（都市機能誘導区域内） 国 おおむね45％（居住誘導区域内等） 市町村 おおむね55％（居住誘導区域内等）			
	ヒア・申請の時期等	概算要望6月頃、本要望11月頃、交付申請4月又は進捗状況に応じて			
	根拠法令・要綱等	都市再生特別措置法、都市構造再編集集中支援事業費補助交付要綱			
制度創設年度	令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	令和3年度 久留米市ほか4市町(6地区) 992,100千円(国費) 令和4年度 久留米市ほか8市町(10地区) 2,709,100千円(国費) 令和5年度 久留米市ほか9市町(10地区) 1,557,300千円(国費)				
担当からのコメント	都市再生整備計画に位置付けられた事業のうち立地適正化計画に基づく事業を個別支援制度化しています。				

174		都市防災総合推進事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3714
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	避難地・避難路等の公共施設整備や、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体、防災街区整備推進機構など			
	採択要件	・災害の危険性が高い区域を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域、重点密集市街地を含む市、DID 地区、政令市、激甚災害による被災地であること。 ・市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため、都市の防災構造化、住民の意識向上、被災地における復興まちづくり等を総合的に推進する事業であること。			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	補助率 国 1／2 (用地費は 1／3) 又は 2／3 市町村 1／2 (用地費は 2／3) 又は 1／3			
	ヒア・申請の時期等	概算要望 6 月頃、本要望 11 月頃、交付申請 4 月又は進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		都市防災推進事業制度要綱			
制度創設年度		平成 12 年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		令和 3 年度 朝倉市 154,600 千円 (国費) 大牟田市 8,300 千円 (国費) 令和 4 年度 朝倉市 143,100 千円 (国費) 令和 5 年度 朝倉市 14,618 千円 (国費)			
担当からのコメント		事業目的、施工地区で補助率が変わる場合があります。			

175		街なか公共不動産活用促進事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3713
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	街なかの有効に利用されていない公共不動産を活用した民間主導のまちづくりを促進させることにより、さらなる民間投資を呼び込むなど、魅力的なまちづくりを進め、持続的な都市機能の誘導につなげることを目的としている。 市町村から集約した物件情報を「街なか遊休公共不動産情報」として作成し、県ホームページへの掲載等を行うことで民間事業者向けにPRしている。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	街なか遊休公共不動産情報における「街なか」は、以下のいずれかに該当するもの。 1. 用途地域が定められている地域 2. 鉄道駅から1km以内もしくはバス停留場から500m以内の区域 3. 離島においては旅客ターミナルから1km以内の区域			
	補助主体	() 国庫 () 県単独 () その他【国庫+県費】			
	財政支援措置	以下の項目について、無料にて実施。 ・県のホームページ掲載等による遊休公共不動産情報の広報。 ・公共遊休不動産の事業活用等に対する助言やスキーム事例の紹介。			
	ヒア・申請の時期等	申請時期：年に数回の調査の他、随時受付			
根拠法令・要綱等					
制度創設年度		令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等					
最近の実績		令和6年5月時点で、22市町にわたる計46件分の「街なか遊休公共不動産情報」をホームページに掲載しております。 また、福岡県庁1階のデジタルサイネージへの掲載や、県庁公式アカウントによるSNSの活用も行っております。			
担当からのコメント		今年度以降に関しても広報活動に力を入れていくほか、公共遊休不動産の活用実績データの収集、共有などもおこなってまいります。 県ホームページへの物件掲載や公共遊休不動産の活用に関するご相談など随時受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。 (URL : https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/public-realestate.html)			

176		景観改善推進事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3712
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	景観計画を策定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を行うことで、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進し、地域活性化や観光立国の実現等を図る。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	次のいずれかの要件を満たす市町村 a) 景観に関係のある計画等 (※1) を定めている市町村 (※1) ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画 ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画 ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観 ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画 ・棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画 ・「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地 ・都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域 b) 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市町村			
	補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置	【補助対象事業】 1) 景観計画策定・改定に要する経費 2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費 3) 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費 【補助率】 ○上記1)、2)：事業主体が a) かつ b) に該当する場合 1/2 ○上記1)、2)：事業主体が a) に該当する場合 1/3 ○上記3)：事業主体が a) に該当する場合 1/3			
	ヒア・申請の時期等	交付申請 進捗状況に応じて			
根拠法令・要綱等		景観改善推進事業費補助金交付要綱、景観改善推進事業制度要綱			
制度創設年度		令和2年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無	
関係省庁等		国土交通省			
最近の実績		令和3年度実績なし 令和4年度添田町：1,218千円（国費） 令和5年度春日市：2,951千円（国費）、宗像市：2,700千円（国費）			
担当からのコメント		「具体的な取組を開始・公表」とは、下記の取組を広報やホームページ等で公表していることを指します。 ・計画作成の着手 ・計画案の住民からの意見聴取（パブリックコメント、公聴会、アンケート等） ・計画案の議会における報告・説明			

177		美しいまちづくり推進事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	都市計画課	Tel 092-643-3712
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	県民、企業、県・市町村が連携し、県内の道路や公園、庁舎などの公共施設の花修景を進めることで、県内の美しい景観まちづくり及び花き産業の振興を目指す市町村を支援する制度。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	花による美しいまちづくりの取り組みで、パートナー花壇(※1)、おもてなし花壇(※2)として花修景をする花壇の新設、既存花壇の改修をするにあたり必要となる工事費、及びフラワーポットの購入費が対象。 (※1) ボランティア団体、個人、企業等が維持管理する、道路や公園、公共施設の外構、私有地の外構等、道路沿いの花壇 (※2) 企業の協賛金により市町村が維持管理する花壇			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他 【】			
	財政支援措置	補助限度額 ・ パートナー花壇 1㎡あたり 12.6 万円 ・ おもてなし花壇 1㎡あたり 16.2 万円 上限を超えるものについては市町村負担			
	ヒア・申請の時期等	令和6年度分 随時要望受付、10月頃交付申請 令和7年度以降 11月頃概算要望、交付申請4月			
	根拠法令・要綱等	美しいまちづくり推進費補助金交付要綱			
制度創設年度	令和6年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等	無				
最近の実績	無				
担当からのコメント	令和6年度からの新しい制度です。				

178		バリアフリー環境整備促進事業																																
担当部局名		建築都市部	担当課室名		建築指導課	TEL 092-643-3720																												
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方																																
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）に配慮したまちづくりの推進を図り、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う事業。 対象事業： ① 基本構想及びバリアフリー環境整備計画の作成（直接補助） ② バリアフリー環境整備計画に係る移動システム等の整備（直接補助／間接補助） ③ バリアフリー法第 19 条による認定特定建築物の移動システム等の整備（間接補助） ④ バリアフリー法第 2 条による特別特定建築物等の既存建築物バリアフリー改修（直接補助／間接補助） ※移動システム等…動く通路、スロープ、エレベータその他の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設及びこれと一体的に整備される広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ、身体障害者用駐車施設等の公衆のために公開された空間をいう。																																
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体(民間事業者等への間接補助も可能)																																
	採択要件	認定特定建築物等整備事業及び既存建築物バリアフリー改修事業 ・三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域 ・人口 5 万以上の市 ・厚生労働省事業等の実施市町村 ・都市機能誘導区域内であって、公共交通機関から一定距離の範囲内の区域 ・基本構想、移動等円滑化促進方針又はバリアフリー条例の区域 移動システム等整備事業 上記区域内で、かつ、公共的な特定建築物又は専ら高齢者等が利用する施設の整備又は整備予定の区域で、高齢者等の快適かつ安全な移動を確保する必要性が高い区域																																
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】																																
	財政支援措置	<table border="1"> <tr> <td>【負担率】</td> <td>国</td> <td>地方</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>直接補助</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>間接補助</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table>					【負担率】	国	地方	民間	直接補助	1/3	2/3	—	間接補助	1/3	1/3	1/3																
	【負担率】	国	地方	民間																														
直接補助	1/3	2/3	—																															
間接補助	1/3	1/3	1/3																															
ヒア・申請の時期等	・概算要望 6 月頃、本要望 11 月頃 ・交付申請 随時																																	
根拠法令・要綱等		・社会資本整備総合交付金交付要綱																																
制度創設年度		平成 6 年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無																													
関係省庁等		国土交通省																																
最近の実績		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H13</td> <td>H14</td> <td>H15</td> <td>H16</td> <td>H17～28</td> <td>H29～R5</td> </tr> <tr> <td>対象事業①</td> <td>飯塚市 筑紫野市</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>大野城市</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>対象事業②</td> <td>福岡市 宗像市</td> <td>福岡市</td> <td>福岡市</td> <td>福岡市</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>対象事業③</td> <td>—</td> <td>北九州市</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>						H13	H14	H15	H16	H17～28	H29～R5	対象事業①	飯塚市 筑紫野市	—	—	—	大野城市	—	対象事業②	福岡市 宗像市	福岡市	福岡市	福岡市	—	—	対象事業③	—	北九州市	—	—	—	—
	H13	H14	H15	H16	H17～28	H29～R5																												
対象事業①	飯塚市 筑紫野市	—	—	—	大野城市	—																												
対象事業②	福岡市 宗像市	福岡市	福岡市	福岡市	—	—																												
対象事業③	—	北九州市	—	—	—	—																												
担当からのコメント																																		

179		住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)																															
担当部局名		建築都市部	担当課室名	建築指導課	TEL	092-643-3720																											
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方																															
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)		がけ崩れ、土石流、地すべり、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。 【補助対象】 (1) 除却等費 ・危険住宅の除却等に要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等 (2) 建設助成費 ・危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む)及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利子に相当する額(借入利率:年8.5%を限度) (3) 事業推進経費 ・事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用 【補助要件】																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象区域</th> <th colspan="2">危険住宅</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>既存不適格の住宅</th> <th>その他の住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>福岡県建築基準法施行条例第5条により、建築が制限される範囲</td> <td>昭和49年6月以前から左記の制限範囲内に建っている既存の住宅</td> <td rowspan="7"> 建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行った住宅。 ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。 </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td rowspan="3">左記の区域を指定する以前から区域内に建っている既存の住宅</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>土砂災害特別警戒区域</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>地区計画の区域 ※</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>浸水被害防止区域</td> <td>浸水被害防止区域について定められた許可基準に適合しない既存の住宅</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域</td> </tr> </tbody> </table>				対象区域		危険住宅				既存不適格の住宅	その他の住宅	1	福岡県建築基準法施行条例第5条により、建築が制限される範囲	昭和49年6月以前から左記の制限範囲内に建っている既存の住宅	建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行った住宅。 ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。	2	急傾斜地崩壊危険区域	左記の区域を指定する以前から区域内に建っている既存の住宅	3	土砂災害特別警戒区域	4	地区計画の区域 ※	5	浸水被害防止区域	浸水被害防止区域について定められた許可基準に適合しない既存の住宅	6	土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域		7	過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域
			対象区域		危険住宅																												
					既存不適格の住宅	その他の住宅																											
			1	福岡県建築基準法施行条例第5条により、建築が制限される範囲	昭和49年6月以前から左記の制限範囲内に建っている既存の住宅	建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行った住宅。 ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。																											
			2	急傾斜地崩壊危険区域	左記の区域を指定する以前から区域内に建っている既存の住宅																												
			3	土砂災害特別警戒区域																													
			4	地区計画の区域 ※																													
			5	浸水被害防止区域	浸水被害防止区域について定められた許可基準に適合しない既存の住宅																												
			6	土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域																													
7	過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域																																
※浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る																																	
対 象 団 体 (事業主体)		市町村																															
採 択 要 件		社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業計画に定められたもの																															
補 助 主 体		()国庫 ()県単独 (○)その他【国庫+県費】																															
財 政 支 援 措 置		限度額		交付率																													
		除却等費	975千円/戸	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村: 1/4																													
		建設助成費	[通常] 4,210千円/戸 (建物3,250千円、土地960千円) [特殊地域] 7,318千円/戸 (建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円)																														
		事業推進経費	限度額なし	国 : 1/2 市町村: 1/2																													
ヒア・申請の時期等		・概算要望6月頃、本要望11月頃 ・交付申請 随時																															
根拠法令・要綱等		・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・福岡県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱																															
制度創設年度		昭和48年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無																												
関係省庁等		国土交通省																															
最 近 の 実 績			R2	R3	R4	R5																											
		除去等費	北九州市、糸島市	—	北九州市、八女市、添田町	—																											
		建物助成費		—	—	—																											
担当からのコメント																																	

180	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	建築指導課	Tel	092-643-3720
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	アスベストによる被害の未然防止を図り、住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、アスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業並びにアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に関する事業。 1. アスベスト含有調査等に関する事業(直接補助/間接補助) 住宅・建築物の吹付け建材について行うアスベスト含有調査等に要する費用の補助 2. アスベスト除去等に関する事業(直接補助/間接補助) 住宅・建築物の吹付けアスベストの除去等に要する費用の補助 3. アスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業(直接補助/間接補助)			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体(民間事業者等への間接補助も可能)			
	採択要件	1. 含有調査等 【補助対象】「吹付け建材のうち、アスベスト含有の可能性のあるもの」が施工されている建築物 【採択要件】建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するもの 2. 除去等 【補助対象】「吹付けアスベスト」又は「吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が建築材料の重量の0.1%を超えるもの」が施工されている建築物 【採択要件】アスベスト除去に関する作業計画の策定等にあたり、「(特定)建築物石綿含有建材調査者」が行うとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施すること 3. 計画的実施 アスベスト改修整備実施計画に定められた取組方針に基づき行うもの			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	1. 含有調査等 ・直接補助(10/10) ・間接補助(補助額の10/10) ※原則25万円/棟を限度 2. 除去等 ・直接補助(1/3) ・間接補助(1/3または地方公共団が補助する額の1/2のいずれか低い方の額) 3. 計画的実施の誘導 ・直接補助(1/2) ・間接補助(1/3または地方公共団が補助する額の1/2のいずれか低い方の額) ※市町村所有の公共建築物は令和5年度まで ※民間建築物は令和7年度まで			
	ヒア・申請の時期等	・概算要望6月頃、本要望11月頃 ・交付申請 随時			
根拠法令・要綱等	・社会資本整備総合交付金交付要綱				
制度創設年度	平成17年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無	
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績		R3	R4	R5	
	含有調査等費	北九州市、福岡市、	北九州市、久留米市	北九州市、福岡市	
	除去等	北九州市、福岡市、	北九州市、福岡市	北九州市	
担当からのコメント					

181	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	建築指導課	Tel	092-643-3721
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業を行う地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行うもの			
	対 象 団 体 (事業主体)	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、耐震改修支援センター			
	採 択 要 件	耐震改修又は建替えについて下記の要件あり 戸建住宅 :耐震診断の結果倒壊の危険性が有り、耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。 建築物・マンション:災害時に重要な機能を果たす建築物等であること。 耐震診断の結果倒壊の危険性が有り、耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。			
	補 助 主 体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財 政 支 援 措 置	耐震診断 (限度額あり) 民間事業者等が実施する場合 国 1/3、地方 1/3 地方公共団体が実施する場合 国 1/3 耐震改修 (限度額あり) 民間事業者等が実施する場合 国 11.5%、地方 11.5% 地方公共団体が実施する場合 国 11.5% 避難所等建築物については、補助率をかさ上げ 民間事業者等が実施する場合 国 1/3、地方 1/3 地方公共団体が実施する場合 国 1/3 耐震化の促進に関する事業(パンフレット作成、セミナー開催等) 民間事業者等が実施する場合 国 1/3、地方 1/3 地方公共団体が実施する場合 国 1/2			
	ヒア・申請の時期等	・概算要望 6 月頃、本要望 11 月頃 ・交付申請 随時			
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	・社会資本整備総合交付金交付要綱				
制 度 創 設 年 度	平成 17 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関 係 省 庁 等	国土交通省				
最 近 の 実 績 (事業実施時の市町村名)	令和 4 年度 福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、行橋市、小郡市、大野城市、宗像市、太宰府市、宮若市、糸島市、那珂川市、志免町、岡垣町、遠賀町、筑前町、糸田町、苅田町				
担 当 か ら の コ メ ン ト	大規模な地震による被害軽減のため、耐震化の促進を図ることが重要です。				

182		狭あい道路整備等促進事業															
担当部局名		建築都市部	担当課室名	建築指導課	Tel 092-643-3720												
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方															
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	狭あい道路 ^(※1) の解消による安全な住宅市街地の形成や建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図るため、国が地方公共団体に対して、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営等(ソフト事業)及び狭あい道路の拡幅整備に係る用地取得・分筆・登記、拡幅工事等(ハード事業)に要する費用を補助する制度。 (※1) 狭あい道路:以下のもの(幅員4m以上で整備済みの路線を除く)。 ① 建築基準法第42条第2項又は第3項の指定を受けた道路 ② 建築基準法上の指定を受けていない通路 ③ 建築基準法上の種別、位置が明確でない道路															
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体(民間事業者等への間接補助も可能)															
	採択要件	1. 狭あい道路情報整備等事業(ソフト事業) : 令和6年度まで 【補助対象】狭あい道路に係る調査・測量・分筆・登記に要する費用、指定道路図 ^(※2) 等の図書の作成・データベースの構築・運営・公開に要する費用、計画策定・普及啓発の費用 【採択要件】補助を受けて作成した指定道路図等のインターネットでの公開 2. 狭あい道路拡幅整備事業(ハード事業) : 令和10年度まで 【補助対象】狭あい道路の拡幅整備のために必要な道路の測量・調査・設計・分筆・登記・用地取得・築造・舗装等の費用、門・塀等の工作物の除却・移設・新設費用 他の接道敷地との共同化、敷地の一部道路化及び敷地の路地状部分の拡幅等のために必要な敷地の測量・調査・設計・分筆・登記・用地の取得(利子相当分に限る)・築造・舗装・補償・土地を供出するための門・塀等の除却・移設、老朽建築物の除却 【採択要件】狭あい道路拡幅整備促進計画の作成 (※2) 指定道路図:特定行政庁が指定した建築基準法上の道路(42条2項道路、位置指定道路など)の位置を地図上に表示したもの。															
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】															
	財政支援措置	<table border="1"> <tr> <th>【負担率】</th> <th>国</th> <th>地方</th> <th>民間</th> </tr> <tr> <td>直接補助</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>間接補助</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table>				【負担率】	国	地方	民間	直接補助	1/2	1/2	—	間接補助	1/3	1/3	1/3
	【負担率】	国	地方	民間													
	直接補助	1/2	1/2	—													
間接補助	1/3	1/3	1/3														
ヒア・申請の時期等	・概算要望6月頃、本要望11月頃 ・交付申請 随時																
根拠法令・要綱等	・社会資本整備総合交付金交付要綱																
制度創設年度	平成21年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無													
関係省庁等	国土交通省																
最近の実績			令和5年度														
	狭あい道路情報整備等事業	—															
	狭あい道路拡幅整備事業	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、筑紫野市、福津市、うきは市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、新宮町、岡垣町、大刀洗町、大木町、広川町、吉富町															
		※上表は、政令市を除く。															
担当からのコメント																	

183	福岡県大規模建築物耐震改修促進事業												
担当部局名	建築都市部	担当課室名	建築指導課	TEL	092-643-3721								
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方											
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断されたものに対し、耐震改修工事費を補助することにより、所有者の負担を軽減して耐震化を促進する。											
	対象団体 (事業主体)	市町村											
	採択要件	耐震改修促進法附則第3条第1項により耐震診断を義務付けられた建築物の所有者が実施する耐震改修又は建替えに要する経費に係る補助金交付要綱を策定済みであること。 (補助対象建築物) ①耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。 ②耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。 ③建築基準法令に違反していないもの(耐震関係規定以外の建築基準法令の違反がある建築物は、違反是正が行われることが確実であると認められるものを含む。)であること。											
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【国庫+県費】											
	財政支援措置	・補助率:市町村が所有者に補助する金額の1/2を市町村に補助 【負担割合】 <table border="1"> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>所有者</th> </tr> <tr> <td>33.3%</td> <td>5.75%</td> <td>5.75%</td> <td>55.2%</td> </tr> </table> 【限度額】 ・耐震改修:補助対象となる建築物の延べ面積に51,200円/㎡を乗じて得た額 ※ただし、免震工法等特殊な工法による場合は、83,800円/㎡ ・建替え:従前の建築物の延べ面積に51,200円/㎡を乗じて得た額				国	県	市町村	所有者	33.3%	5.75%	5.75%	55.2%
	国	県	市町村	所有者									
33.3%	5.75%	5.75%	55.2%										
ヒア・申請の時期等	・交付申請 随時												
根拠法令・要綱等	・耐震改修促進法、福岡県大規模建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱												
制度創設年度	平成28年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無										
関係省庁等	国土交通省												
最近の実績	令和5年度 北九州市												
担当からのコメント	当該事業は、令和7年度末で終了予定です。												

184	ブロック塀等撤去促進事業																			
担当部局名	建築都市部	担当課室名	建築指導課	Tel	092-643-3720															
ハード・ソフトの別		(○) ハード () ソフト () 両方																		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	災害時における通学路や避難路等の安全と通行を確保するため、地震による倒壊の危険性が高いブロック塀の撤去を促進する市町村に対して、その経費の一部を補助することで安全・安心のまちづくりを推進する事業。																		
	対象団体 (事業主体)	市町村																		
	採択要件	通学路や避難路のほか市町村長が災害時の安全や通行を確保する必要があると認める道路に面する高さ1m以上のブロック塀等で、著しく危険と判断されたもの※の全て又は一部を撤去する工事費 ※日本建築学会作成の診断カルテで40点未満のもの（その他市町村長が災害時に安全上支障があると認めて市町村要綱で定めるものを含む。）																		
	補助主体	() 国庫 () 県単独 (○) その他【国庫+県費】																		
	財政支援措置	【補助率】 国：除却等に要する費用の1/3又は市町村が補助する額の1/2のいずれか低い方、かつ8万円/m 県：国庫補助金を除く市町村負担額の1/2（上限4万円） ■事業スキーム（補助対象工事費24万円、市町村補助率2/3の場合）																		
	ヒア・申請の時期等	概算要望6月頃、本要望11月頃 ・交付申請 随時																		
根拠法令・要綱等		・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・福岡県ブロック塀等撤去促進事業補助金交付要綱																		
制度創設年度	平成30年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無																	
関係省庁等		国土交通省																		
最近の実績		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施市町村数</td> <td>48</td> <td>49</td> <td>50</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>468</td> <td>403</td> <td>423</td> <td>373</td> </tr> </tbody> </table> ・補助事業は、県内全市町村が実施（令和6年4月1日時点）					R2	R3	R4	R5	実施市町村数	48	49	50	45	件数	468	403	423	373
	R2	R3	R4	R5																
実施市町村数	48	49	50	45																
件数	468	403	423	373																
担当からのコメント		安全・安心のまちづくりのため、当該事業を積極的にご活用ください。																		

185		交通結節点整備に関する事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	公園街路課	Tel 092-643-3725
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	交通機関間の円滑な乗り換え、鉄道による市街地分断の解消、駅周辺の放置自転車問題やバリアフリー化への対応等のため、駅前広場、自由通路、駐車場等を整備し、道路と鉄道等の交通施設との結節性の向上を図る。			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体			
	採択要件	・都市計画道路の都市計画決定がなされていること。 ・交通結節点の対象要件を満足すること。等 ※街路交通事業事務必携(令和5年版P389～)参照			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	・街路事業 国費率 1/2 ・都市・地域交通戦略推進事業 国費率 1/3 - 国費率 1/2 (立地適正化計画に位置付けられた事業のみ)			
	ヒア・申請の時期等	次年度補助事業概算予算要望時 5月頃			
根拠法令・要綱等		道路法第56条、 都市局所管国庫補助金交付申請等要領			
制度創設年度		—	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省都市局街路交通施設課			
最近の実績		春日原駅地区 (春日市) 白木原駅地区 (大野城市) 下大利駅地区 (大野城市) JR二日市駅地区(筑紫野市) ※上記箇所はすべて「交通結節点改善事業」で実施。			
担当からのコメント		・事業実施にあたっては、具体的な整備計画の策定及びそれに基づく整備が必要となります。 ・平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行しており、新規要望時には整備計画の作成が必要です。 ・国費率については、重点配分対象項目や財政力指数に伴うかさ上げが適用される場合がありますので、詳細については公園街路課街路係にお問合せ下さい。			

186	自転車駐車場整備事業				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	公園街路課	TEL	092-643-3725
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制 度 内 容 (目的・事業概要)	通勤・通学・買い物等のための自転車利用の増大にともない駅周辺の自転車の大量放置が大きな社会問題となってきたのを受け、自転車駐車場の整備を促進し、この問題に対処する。			
	対 象 団 体 (事業主体)	地方公共団体			
	採 択 要 件	【都市・地域交通戦略推進事業】 都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系を確立することを目的に、地方公共団体が策定した「立地適正化計画」等に位置づけられた自転車駐車場を整備するもの。 【道路（街路）事業】 都市計画道路整備に関する事業等として、地方公共団体が実施する駐車場（道路附属物）を整備するもの。 ※街路交通事業事務必携（令和5年版P620～）参照			
	補 助 主 体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財 政 支 援 措 置	・都市・地域交通戦略推進事業 国費率 1/3 （立地適正化計画の居住誘導区域内で人口密度 40 人/ha 以上の区域の場合は 1/2） ・道路（街路）事業 国費率 1/2			
	ヒア・申請の時期等	次年度補助事業概算予算要望時 5月頃			
根拠法令・要綱等	道路法第56条、 都市局所管国庫補助金交付申請等要領				
制 度 創 設 年 度	昭和53年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関 係 省 庁 等	国土交通省都市局街路交通施設課				
最 近 の 実 績	なし				
担当からのコメント	平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行しており、新規要望時には整備計画の作成が必要です。 国費率については、重点配分対象項目や財政力指数に伴うかさ上げが適用される場合がありますので、詳細については公園街路課街路係にお問合せ下さい。				

187		都市公園等事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	公園街路課	Tel 092-643-3757
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	都市公園等事業は、都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園(カントリーパーク)の整備等の整備を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現等を図る事業である。			
	対象団体 (事業主体)	県内市町村			
	採択要件	都市公園事業 ・全体事業費が1箇所当たり2.5億円以上 ・原則として面積が2ha以上 (ただし、防災公園、住宅宅地関連公共施設整備及び面的整備事業における公共施設管理者負担金にかかる都市公園を除く) ・一の市町村の区域内における公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満、DID地域内で5㎡未満 等 官民連携賑わい拠点創出事業 ・都市公園法に基づく公募設置管理制度に基づき選定された者、もしくは公園施設設置管理協定制度に基づき実施する者(民間事業者等)が行う、飲食店、売店等の収益施設と園路、広場等の公共部分を一体整備する事業で整備される公共部分 都市公園ストック再編事業 ・下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編 ・①立地適正化計画②緑の基本計画(子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る) 等 市民農園等整備事業 ・低炭素まちづくり計画、立地適正化計画、都市農業の振興に関する計画、緑の基本計画に基づく計画であること 等 中心市街地活性化広場公園整備事業 ・中心市街地活性化基本計画に位置づけられた地区を含む地区、又は都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域 ・3か所以上 等			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	用地買収に関しては、これに係る費用の1/3を、施設整備に係る費用については、当該費用の1/2を国が補助する。			
	ヒア・申請の時期等	要望調査6月、本要望11月、交付申請随時			
	根拠法令・要綱等	都市公園法			
制度創設年度	昭和30年	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省 都市局				
最近の実績	令和5年度：糸島市、久山町、那珂川市、行橋市、吉富町、春日市				
担当からのコメント	平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行しており、新規要望時には整備計画の作成が必要です。				

188		都市公園安全・安心対策事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	公園街路課	Tel 092-643-3757
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	都市公園安全・安心対策事業とは、大規模地震に備えた市街地の防災性の向上、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行う事業である。			
	対象団体 (事業主体)	県内市町村			
	採択要件	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 - 都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備のうち、地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修、都市公園における公園施設のバリアフリー化、都市公園の豪雨対策、都市公園の防犯性の向上 - 事業計画期間中における事業の合計国費が15 百万円×計画年数以上 - 感染防止の観点から有効性のある衛生環境改善や3密回避等の感染症対策 公園施設長寿命化対策支援事業 - 原則として面積2ha 以上の都市公園における施設の改築。なお、都市公園事業における防災公園に該当する都市公園については、防災公園の面積要件を適用する(2ha 未満の防災公園において、平成28年度以降に事業に着手するものについては、地域防災計画等に位置づけられた機能に必要な施設に限る)。ただし、遊戯施設については、これを適用しない。 - 都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち、健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方自治体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築 - 事業計画期間中における事業の合計国費が15 百万円×計画年数以上 公園施設長寿命化計画策定調査 - 本事業の交付の対象となる事業は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定とする。 防災緑地緊急整備事業 - 防災緑地(防災公園となる予定の土地及び施設) 等			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	用地買収に関しては、これに係る費用の1/3を、施設整備に係る費用については、当該費用の1/2を、策定調査に係る費用については、当該費用の1/2を国が補助する。			
	ヒア・申請の時期等	要望調査6月、本要望11月、交付申請随時			
	根拠法令・要綱等	都市公園法			
制度創設年度	平成21年、26年	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省 都市局				
最近の実績	令和5年度：久留米市、田川市、行橋市、春日市、大野城市、太宰府市、新宮町、小郡市、広川町、粕屋町、朝倉市、直方市、筑後市、飯塚市、芦屋町、苅田町、大川市、那珂川市、大牟田市、中間市、みやま市				
担当からのコメント	平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行しており、新規要望時には整備計画の作成が必要です。				

189		緑地保全等事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	公園街路課	Tel 092-643-3757
ハード・ソフトの別			(○)ハード ()ソフト ()両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	緑地保全等事業は、都市計画法第7条に規定する市街化区域及び市街化調整区域並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に関する都市計画を定めた都市計画区域内における土地の買入れ、損失の補償及び保全利用施設の整備を行う事業により、都市の緑地の保全を図る事業である。			
	対象団体 (事業主体)	県内市町村			
	採択要件	緑地保全等事業 ・ 都市緑地法第17条に規定する特別緑地保全地区で、当該緑地の保全上必要があると認めるものであること。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	用地買収に関しては、これに係る費用の1/3を、緑地保全のための施設整備に係る費用については、当該費用の1/2を国が補助する。			
	ヒア・申請の時期等	要望調査6月、本要望11月、交付申請随時			
根拠法令・要綱等		都市緑地法			
制度創設年度		昭和48年	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		国土交通省 都市局			
最近の実績		なし			
担当からのコメント		平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行しており、新規要望時には整備計画の作成が必要です。			

190	公共下水道事業				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	下水道課	Tel	092-643-3728
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的として下水道の整備を行う事業。			
	対象団体 (事業主体)	地方公共団体(市町村)			
	採択要件	- 主として市街化区域内(市街化区域が設定されていない都市計画地域にあっては、既成市街地及びその周辺の地域)。 - また上記以外の地域において設置されるものとして、特定環境保全公共下水道(対象人口 1,000~10,000 人、または対象人口 1,000 未満で水質保全上特に緊急に下水道の整備を必要とする区域)がある。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他			
	財政支援措置	1. 交付率(基本) 管渠 1/2, 処理場 1/2(低) 5.5/10(高) 2. 交付対象範囲 (1)管渠等 ア 主要な管渠 イ 主要な管渠を補完するポンプ施設 その他の主要な補完施設 (2)終末処理場 ア 国土交通大臣が定める施設を除く終末処理場の施設 イ 終末処理場を補完するポンプ施設その他の補完施設			
	ヒア・申請の時期等	(概算要望)7月頃 , (本要望)及びヒア 11月頃			
根拠法令・要綱等	下水道法				
制度創設年度	昭和33年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	令和4年度の実施状況(政令市除く25市20町)＜最終＞ 25市17町 交付国費額 8,828百万円 (交付国費額ゼロ3町) 令和5年度の実施状況(政令市除く25市20町)＜最終＞ 25市17町 交付国費額 9,109百万円 (交付国費額ゼロ3町)				
担当からのコメント	平成22年度から社会資本整備総合交付金にて事業実施しています。				

191		街なみ環境整備事業			
担当部局名		建築都市部	担当課室名	住宅計画課	Tel 092-643-3734
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成のため、地区施設及び生活環境施設等の整備を行う地方公共団体等に対して必要な助成を行う。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	(1)街なみ環境整備促進区域:面積が1ha以上 (2)街なみ環境整備事業地区:街なみ環境整備促進区域内において、面積が0.2ha以上であることと共に、住宅密集や接道不良に関すること、道路・公園等に関すること、景観形成に関すること等について事業採択要件あり。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	対象項目		交付率	
		①協議会活動助成事業	勉強会、見学会、コンサルタント派遣等	事業主体の補助に要する費用の1/2	
		②整備方針策定事業	現況調査 (現況測量、現況図作成、説明会開催)	交付対象事業費の1/2	
			物件等調査 (物件調査、権利関係調査、説明会開催)		
			整備方針策定 (整備方針策定・説明会の開催)		
		③街なみ整備事業	事業計画策定 (事業計画策定・説明会の開催)	交付対象事業費の1/2	
地区施設整備 (道路、通路、小公園、広場、緑地等)					
地区防災施設整備 (屋外消火栓、防火水槽等)					
生活環境施設整備(集会所等)			交付対象事業費の1/2		
空家住宅等除却					交付対象事業費の1/2
景観重要建造物整備					交付対象事業費の1/3
歴史的風致形成建造物整備			交付対象事業費の1/2		
その他国土交通大臣が必要と認める事業 (電線地中化、水路、ストリートファニチャー、案内板等)					
④街なみ整備助成事業		地区施設整備に伴う門・塀等の移設	事業主体の補助に要する費用の1/2又は当該補助事業費の1/3のいずれかの低い額		
		分筆登記			
	修景施設整備 (建築設計、住宅等修景、建築設備等修景、外構修景、色彩修景)				
	共同建替等共同施設整備				
	景観重要建造物整備				
	歴史的風致形成建造物整備				
ヒア・申請の時期等	市町村ヒアリング:6月頃(概算要望)、10月頃(本要望) 申請、交付決定:随時				
根拠法令・要綱等	社会資本整備総合交付金交付要綱 街なみ環境整備事業				
制度創設年度	平成5年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	令和4年度:大川市、太宰府市、うきは市、添田町 令和5年度:大川市、太宰府市、うきは市、添田町		国費交付額: 74,528千円 国費交付額: 61,914千円		
担当からのコメント	地域主体のまちづくり活動を支援し、地域特性にあったゆとりとうるおいのある街なみ環境整備が行えます。				

192		地域住宅計画に基づく事業(社会資本整備総合交付金等)					
担当部局名		建築都市部	担当課室名		住宅計画課		
			Tel		092-643-3733		
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方					
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	社会経済情勢の変化に伴い国民の住宅に対する需要が多様になっていることにかんがみ、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を、地方公共団体の自主性を尊重しつつ推進し、もって国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。					
	対象団体 (事業主体)	県、市町村					
	採択要件	【対象事業】 ①地域住宅政策推進事業 ②公営住宅整備事業等 ③住宅地区改良事業等 ④市街地再開発事業 ⑤優良建築物等整備事業 ⑥住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型) ⑦都心共同住宅供給事業 ⑧住宅市街地基盤整備事業 ⑨住宅・建築物安全ストック形成事業 ⑩公的賃貸住宅家賃低廉化事業 ⑪災害公営住宅家賃低廉化事業					
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】					
	財政支援措置	概ね45%					
	ヒア・申請の時期等	市町村ヒアリング:6月頃(概算要望)、10月頃(本要望) 申請、交付決定:随時					
根拠法令・要綱等		地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 社会資本整備総合交付金交付要綱					
制度創設年度		平成22年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無		
関係省庁等		国土交通省					
最近の実績		年度	交付金		交付対象(政令市を除く)	国費交付額	
		R4	社会資本整備総合交付金		県	52市町村	6,965,628 千円
			防災・安全交付金		県	8市町	813,567 千円
			合計				5,731,807 千円
		R5	社会資本整備総合交付金		県	52市町村	4,691,172 千円
			防災・安全交付金		県	6市町	838,029 千円
			合計				5,529,201 千円
担当からのコメント		基幹事業(従来の各補助金事業)と提案事業・効果促進事業があり、提案事業・効果促進事業では地域にあった住宅政策に関する色々なハード・ソフト事業や、従前に単費で行われていた事業も可能となることがあります。					

193	福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業 (建築物地震対策事業、省エネルギー住宅普及促進事業)				
担当部局名	建築都市部	担当課室名	住宅計画課	TEL	092-643-3732
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	「地震に強い安全・安心な福岡のまちづくり」及び「脱炭素社会」の実現に向け、県民に対し、より一層の建築物の耐震化及び省エネ化を普及促進する。 また、住宅性能向上改修補助制度を創設し、耐震化及び省エネ化の促進に積極的に取り組んでいる市町村を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	補助対象は、以下の要件を満たす市町村とする。 ＊ 独自の工事費補助金交付要綱を制定し、以下1～3それぞれの工事費への補助を行う制度を設けていること。(市町村が対象としている工事費に対してのみ県は市町村に対して補助を行う。)			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【国庫+県費】			
	財政支援措置	1 住宅性能向上改修工事費補助 (R4～) ・ 市町村の財政負担がない、かつ、アクションプログラム未策定の市町村に対して、耐震改修工事に要する費用の25%の範囲内、かつ、市町村の財政負担に応じ30万円を限度に、補助する。 ・ 上記以外の市町村に対しては、耐震改修工事に要する費用の25%の範囲内、かつ、市町村の財政負担に応じ15～25万円を限度に補助する。 ・ 省エネ改修工事に要する費用の25%の範囲内、かつ、市町村の財政負担に応じ15万～25万円を限度に補助する。 2 建替え等に伴う除却費補助 (R3～) 建替え等に伴う解体・撤去に要する費用又は耐震改修工事に要する費用のいずれか低い方の額の23%の範囲内、かつ、市町村の財政負担に応じ30～45万円を限度に、市町村に対して補助する。			
	ヒア・申請の時期等	次年度要望・ヒアリング:10月～11月			
根拠法令・要綱等	社会資本整備総合交付金要綱 福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金交付要綱				
制度創設年度	平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無		
関係省庁等	国土交通省				
最近の実績	R3年度:101戸(改修:96戸、除却:5戸) R4年度:100戸(改修:81戸、除却:19戸) R5年度:102戸(改修:77戸、除却:25戸)				
担当からのコメント					

194		福岡県文化財保護事業補助金			
担当部局名		教育庁	担当課室名	文化財保護課	Tel 092-643-3874
ハード・ソフトの別			()ハード ()ソフト (○)両方		
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村等が実施する国指定文化財の保存修理及び史跡等購入並びに埋蔵文化財発掘調査等に係る国庫補助事業に対する県費助成 県指定文化財の保存、修理、防災施設の整備及び保存施設の設置等に対する県単独補助事業			
	対象団体 (事業主体)	市町村、国指定・県指定文化財の所有者等			
	採択要件	① 文化財の保存、修理、整備事業、防災施設整備事業 ② 文化財の調査、公開、伝承者養成事業 ③ 埋蔵文化財の発掘調査 ④ 国指定に係る史跡、民家等の購入事業 ⑤ 文化財の活用及び普及活動事業 ⑥ 指定文化財管理事業			
	補助主体	(○)国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	① 国庫補助金の交付を受けて実施する事業 経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付 ② 国指定文化財管理事業 補助対象経費の2分の1以内 ③ 県指定文化財に係る事業 補助対象経費の2分の1以内 (ただし、災害復旧事業を除き、補助対象経費が1千万円を超える部分については5分の1以内。)			
	ヒア・申請の時期等	国指定文化財：前年度6月以降、県指定文化財：前年度4月以降			
根拠法令・要綱等		福岡県文化財保護事業補助金交付要綱			
制度創設年度		平成元年	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		文化庁			
最近の実績		令和3年度実績 137件 令和4年度実績 146件 令和5年度実績 144件			
担当からのコメント		申請は、市町村又は市町村教育委員会を経由して行う必要があります。			